

**分解性AI-QSARシステムにかかる技術動向及び
産業界におけるニーズ調査**

提案書作成要領

独立行政法人製品評価技術基盤機構

提案書作成要領

独立行政法人製品評価技術基盤（以下「NITE」という。）では、令和5年度事業計画の中で、1-2.化学物質管理分野 3.（3）化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援のウ「国や事業者が実施する化学物質の安全性評価における予測手法（構造活性相関やリードアクロス等）の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。」を実施する事となっています。

本調査業務では、上述の「技術的な検討」及び「情報収集」の一環として、平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）の経済産業省の委託事業（※）にて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の新規化学物質の審査に活用可能な「化学物質の分解性に係る人工知能を用いた定量的構造活性相関予測モデル（以下「分解性AI-QSAR」という。）を開発する」というコンセプトに基づいて開発された、分解性AI-QSAR（スタンドアローン版）について、「情報システムとして外部公開した場合の「特許侵害の予防」及び「今後の技術開発の方向性」にかかる情報を収集し、文書化したいと考えております。

具体的には「分解性AI-QSARの予測モデルに関連する技術に関する特許の登録及び出願の状況」及び「分解性AI-QSARの利用ニーズ及び実装が求められる機能等に関する調査」に関する調査を実施し、分解性AI-QSARの情報システムとしての外部公開に向けた今後の検討に資する調査報告書を得ることを目的に、委託を実施いたしますので、当該調査の目的を十分理解された上で受託を希望される方は、次の要領にしたがって提案書（企画書等）を提出してください。

※委託事業名：

- ①平成30年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（Q S A R）の活用のあり方に関する調査）
- ②令和元年度～令和4年度化学物質安全対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）

1. 応募者資格

次の条件を全て満たす企業、業界団体、公益法人とする。

- 1 当該委託業務に関して次のイ.ロに適合する提案を行うことができること。
 - イ 当該業務の目的と合致している。
 - ロ 当該業務の実施方法等が優れている。
- 2 本調査を実施するにあたり、十分な経験（実績）を有すること。（実施責任者及び作業者の実績を提案書にて明示すること。）
- 3 当該委託業務の実施に必要な設備を有していること。
- 4 当該委託業務の実施体制が整っていること。（各作業者の作業担当範囲も提案書にて明示すること。）
- 5 当該委託業務の管理体制を有すること。
- 6 当該委託業務で取り扱う情報に関する秘密保持及び情報セキュリティに対する管理体制を有すること。（情報管理規則制定の有無（制定されている場合は、その内容）も提案書に記載すること。）
- 7 経営基盤が確立していること。
- 8 ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定を有することは必須ではないが、認定を有する場合は示すこと。

2. 委託する業務の内容

分解性 AI-QSAR システムにかかる技術動向及び産業界におけるニーズ調査内容は、仕様書のとおり。

3. 説明会の日時及び場所

令和5年11月6日 11時00分
オンライン配信：Webex会議

4. 提案書（企画書等）の提出期限及び提出先

提出期限：令和5年11月22日 12時00分までに下記へ必着のこと。
提出先：独立行政法人製品評価技術基盤機構
企画管理部 財務・会計課（担当者：磯部 瑠衣）
Eメール n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

5. 提案書（企画書等）の様式

提案書（企画書等）の記載に当たっては、【別紙1】様式1にある記載例を参照すること。
また、提案書（企画書等）は、日本語で作成すること。

6. 提案書（企画書等）の提出

提案書（企画書等）は、電子データ（PDF）一式とし、提出はEメールまたはファイル交換サービスを用いて行うこと。

7. 添付書類

提案書（企画書等）以外にも、次の資料又はこれに準ずるものを添付すること。

(1) 経歴書又はパンフレット

(2) 直近の営業報告書、又は決算報告書（1年分）

(3) 本委託と同種の官公庁又は独立行政法人等の行政機関、大学及び外郭団体等における調査等事業の実績（応募者資格となる「十分な経験（実績）」を満たしていることを示す過去の実績一覧）

- 調査等事業の案件の名称
- 調査等事業の目的・内容・実施期間
- 発注元（納入先） 等を記述すること。

8. 委託先の選考基準

【参考】に記載された項目に沿って、提案書について評価を行う。

9. 提案書（企画書）の受理

(1) 提出された提案書（企画書等）に不備がある場合は、不受理となる。

(2) 提案書（企画書等）を受理した場合は、NITEから受理した旨提案者に連絡する。

10. 提案書（企画書等）に不備があった場合の取り扱い

提出された提案書（企画書等）に不備があり、提出期限までに整わない場合は、当該提案書（企画書等）は無効とする。この場合、提案された書類は返却する。

11. 秘密の保持

提案書（企画書等）その他の書類は、委託先の選定のみ利用し、NITE内において厳重に管理するもの。

1 2. 委託先の選定

委託先の選定は、NITEが別途定める手続きに従い、非公開で行う。審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。(審査の結果のみ、すべての応募者に電話等で通知する。)

- (1) 提案は、複数の法人で共同しても、単独でも問題ない。
- (2) 委託先選定に係る審査は、提出された提案書（企画書等）、添付書類等に基づいて行うが、追加書類を求めることがある。
- (3) 応募者が本要領中の別添「契約書（案）」に合意することが委託先として選定される要件となる。
- (4) 提出された提案書（企画書等）は返却できない。

1 3. 外注及び再委託

- (1) NITEが委託した本業務の一部を外注又は再委託する場合、受託者は、外注先又は再委託先に業務の再外注又は再委託をさせてはならない。
- (2) 受託者は、NITEが委託した本業務のすべてを再委託してはならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を外注又は再委託する場合であっても、合計して契約金額の半分以上を超えてはならない。
- (4) 業務の一部を外注又は再委託する場合について、外注又は再委託の内容、それに含まれる情報、外注又は再委託先、その他外注又は再委託先に対する管理方法等を書面によりNITEへ提出し、事前にNITE担当職員の承認を得ること。

1 4. その他

- (1) 本提案書作成要領の内容等について疑義が生じた場合には、適宜、NITE担当職員に確認し、必要に応じ双方協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 本業務の遂行において知り得た事項について、これを他に漏らしてはならない。
- (3) その他、本業務の目標達成に必要な作業については、適宜、NITE担当職員に提案し、承認を得て実施すること。

当該委託契約及び内容に関するお問い合わせについては、【別紙2】様式2「分解性AI-QSARシステムにかかる技術動向及び産業界におけるニーズ調査 質問状」により、Eメールで問い合わせること。（日本語のみ）

（お問い合わせ先）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
企画管理部 財務・会計課 担当者（磯部 瑠衣）
TEL 03-3481-1932
Eメール g-keiyaku@nite.go.jp